

堺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

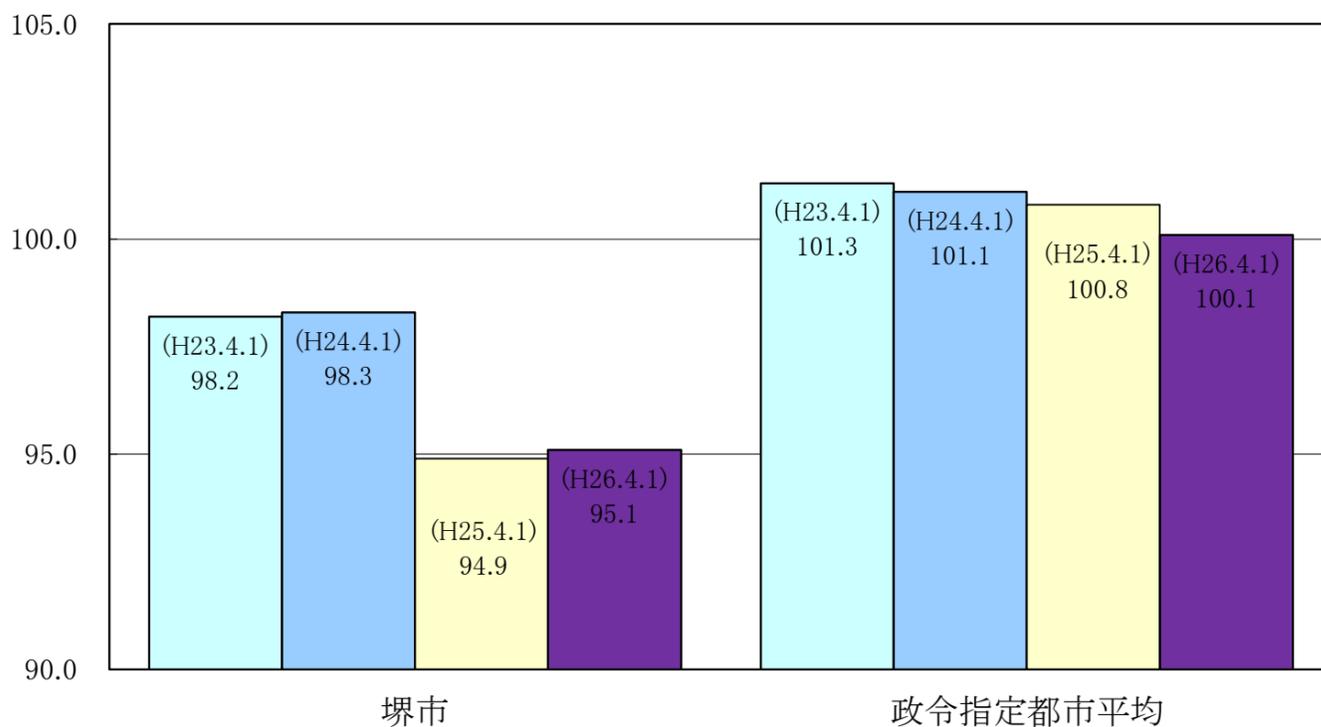
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成25年度	849,107	337,368,905	1,592,465	49,074,366	14.5	14.4

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度	4,852	19,445,911	6,346,884	7,752,169	33,544,964	6,914	6,619

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(一般行政職員 各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(Ⅰ)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成26年度	403,112 円	(減額前)398,547 円 (減額後)387,536 円	(減額前)4,565 円(1.15%) (減額後)15,576 円(4.02%)	1.15%	1.15%	0.27%

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において市民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
平成26年度	4.12	3.95	0.17	0.15	4.10	4.10

- (注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[未実施]平成26年9月の堺市人事委員会勧告において、給与制度の総合的見直しへの対応について、早期に検討を進めていく必要があると報告されていることを踏まえ、市としても、国における給与制度の総合的見直しの手法を検証した上で、本市における課題を精査するとともに、他の政令指定都市の取組みについて調査、研究中。

②地域手当の見直し

国基準10%に対し、本市においても10%を支給。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(全会計)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
堺市	42.8 歳	314,496 円	429,397 円	373,900 円
大阪府	42.9 歳	325,742 円	437,413 円	383,104 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
政令市平均	42.3 歳	328,318 円	438,615 円	386,312 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
堺市	53.3歳	117人	310,939円	381,672円	358,075円	—	—	—	—
うち清掃職員	52.8歳	29人	322,569円	426,775円	377,842円	廃棄物処理業従業員	44.7歳	288,100円	1.48
うち用務員	54.9歳	43人	314,616円	368,952円	360,072円	用務員	54.3歳	199,300円	1.85
うちその他	52.1歳	45人	299,931円	364,761円	343,429円	—	—	—	—
大阪府	50.8歳	679人	314,793円	399,410円	368,321円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
政令市平均	47.8歳	1,337人	318,044円	400,295円	371,159円	—	—	—	—

※ 端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較(千円)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
堺市	—	—	—
うち清掃職員	6,773.1	3,939.1	1.72
うち用務員	6,075.7	2,747.0	2.21
うちその他	5,941.4	—	—

※ 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)において公表されている大阪府(大阪府のデータがない区分については全国)のデータ(平成22年度から平成24年度までの3年平均)を記載しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職 高等学校

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	47.2 歳	369,864 円	463,231 円
大阪府	43.5 歳	365,539 円	446,167 円
政令市平均	46.5 歳	395,091 円	481,751 円

④教育職 幼稚園

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	38.1 歳	300,630 円	361,536 円
大阪府	40.4 歳	341,191 円	413,173 円
政令市平均	39.0 歳	320,486 円	374,656 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、基本給(給料表における給料月額)の平均月額です(教育職については、教職調整額を含む)。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の平均月額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国 比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		堺 市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	176,400 円	177,549 円	172,200 円
	高 校 卒	147,882 円	143,489 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,844 円	157,490 円	—
	中 学 卒	131,516 円	136,240 円	—
教 育 職 高等学校	大 学 卒	198,303 円	198,303 円	—
教 育 職 幼稚園	大 学 卒	198,303 円	198,303 円	—
	短 大 卒	175,960 円	175,960 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,804 円	343,310 円	369,385 円	396,399 円
	高 校 卒	220,696 円	294,099 円	341,504 円	363,335 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	266,459 円	307,781 円	313,795 円
教 育 職 高等学校	大 学 卒	220,920 円	— 円	392,153 円	424,221 円

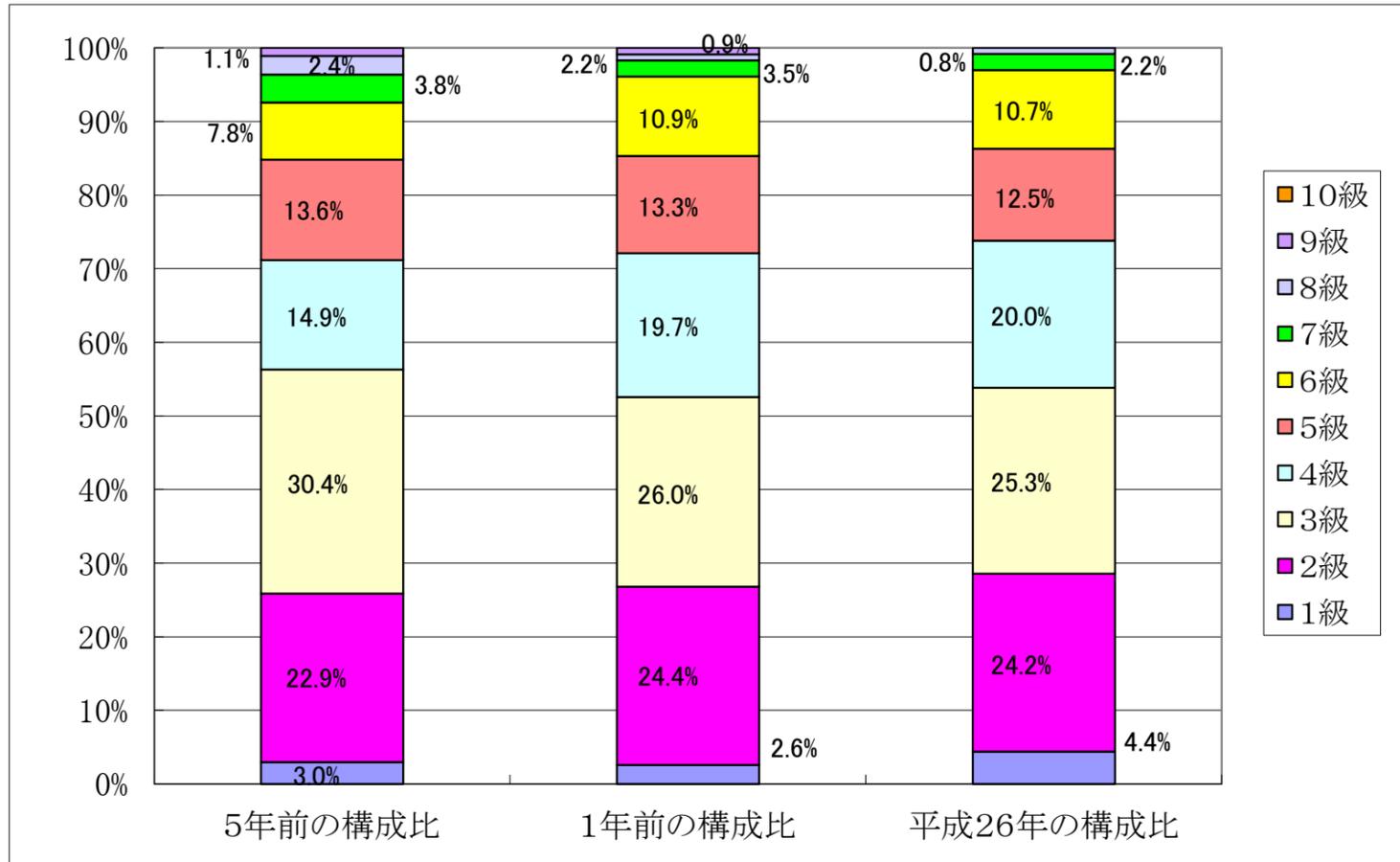
※技能労務職の経験年数10年、教育職高等学校の経験年数20年付近には、該当職員なし。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	監・局長・区長・理事	24人	0.8%	472,000円	545,200円
7級	部長・副区長・部理事	62人	2.2%	418,500円	485,500円
6級	課長・参事・副理事	308人	10.7%	325,700円	463,200円
5級	困難課長補佐・困難主幹	359人	12.5%	293,700円	407,000円
4級	課長補佐・主幹・困難係長・困難主査	576人	20.0%	266,200円	394,600円
3級	係長・主査・主任	727人	25.3%	227,000円	360,700円
2級	主事・技師	697人	24.2%	189,100円	312,400円
1級	主事・技師	126人	4.4%	136,700円	246,900円

(注) 1 堺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(高等学校事務職員を除く)です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成25年4月に10級制から9級制に変更しています(旧10級及び新9級の該当者はなし)。

【参考】

旧給料表10級	⇒	新給料表9級
旧給料表9級	⇒	新給料表8級
旧給料表8級	⇒	新給料表7級
旧給料表7級	⇒	新給料表6級
旧給料表6級	⇒	新給料表5級
旧給料表5級	⇒	新給料表4級
旧給料表4級	⇒	新給料表3級
旧給料表3級	⇒	新給料表2級
旧給料表2級	⇒	新給料表1級

(2) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

- 昇給日前1年間の勤務状況をもとにした所属長による昇給判定と、勤務実績に基づく3区分の昇給を行っています。
- 昇給区分

区分	昇給する号給数		備考
	55歳未満	55歳以上	
1(標準)	4号給	2号給	良好
2	2号給	1号給	やや良好でない
3	昇給しない	昇給しない	良好でない

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(平成26年4月1日現在)

堺市	大阪府	国
1人当たり平均支給額(平成25年度 普通会計決算) 1,395 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度 普通会計決算) 1,589 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成25年12月支給分から、全職員について勤務実績の評定を成績率に反映させています。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

堺市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	49.22 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額(平成25年度実績)			1人当たり平均支給額(平成23年度実績)		
	12,592 千円(自己都合) 23,616 千円(定年)			3,845 千円(自己都合) 34,316 千円(勸奨) 24,557 千円(定年)	

注 1 本市の退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度中に退職した全職種にかかる職員に支給された事由別の平均額(普通会計 教職員除く)です。

2 国の支給実績は、総務省「退職手当の支給状況(平成23年度退職者)」によります。

(3) 地域手当(普通会計)

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)	2,128,148 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	※ 382,898 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
本市(医師を除く)	10 %	5,539 人	10 %
本市(医師)	15 %	13 人	15 %
東京都特別区(東京事務所)	18 %	6 人	18 %

※外郭団体等への派遣職員を除く職員の平均支給額です。

(4) 特殊勤務手当(一般会計)

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		150,090 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度)		7,392 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		26 %		
手当の種類(手当数)		23 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等事務従事手当	(1)税務部又は債権回収対策室に勤務する職員	市税又は国民健康保険に関する事務業務	2,617千円	(1)検査又は調査 日額 250円 徴収 日額 250円 差押 1件 250円
	(2)保険年金課、地域福祉課(収納対策業務に従事する職員に限る)又は保険徴収医療課に勤務する職員その他市長が認める職員			(2)徴収 日額 250円 差押 1件 250円
夜間特殊業務手当	右記業務に従事する職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務	14,263千円	410円～1,100円
社会福祉等業務従事手当	(1)生活援護第一課、生活援護第二課及び生活援護課に勤務する右記業務に主務者としてつばらに従事する職員	(1)社会福祉法第15条第3項若しくは第4項に規定する業務に専ら従事するものうち、生活保護法第27条又は第27条の2に規定する業務	11,656千円	日額 250円
	(2)子ども相談所に勤務し、右記業務に従事するもの	(2)児童福祉法第11条第1項第2号の事務業務		
行旅死病人取扱業務手当	生活福祉部(生活援護管理課に限る)、長寿社会部、障害福祉部(障害施策推進課及び障害者支援課に限る)又は保健福祉総合センター(保健センターを除く)に勤務する職員	行旅病人又は行旅死亡人の救護及び収容等の業務	17千円	行旅病人の場合 1件 800円 行旅死亡人の場合 1件 2,000円
精神保健福祉等業務従事手当	健康部又は保健センターに勤務する職員	(1)診察の立会い	20千円	日額 300円
		(2)緊急措置入院のための移送業務		
		(3)医療保護入院等のための移送業務		
防疫等作業手当	(1)動物指導センターに勤務する職員	(1)狂犬病の予防等に関する業務	2,177千円	(1)日額 300円又は500円 保護収容等 1件 300円又は1,000円
	(2)食品衛生課に勤務する職員	(2)と畜検査の業務		(2)日額 400円
	(3)健康部及び保健センターに勤務する職員	(3)感染症(三類感染症、四類感染症及び五類感染症を除く)の患者の救護等の業務		(3)日額 290円
	(4)健康部に勤務する職員で右記業務に従事する職員	(4)害虫、ねずみ等に関する苦情相談、指導啓発若しくは駆除又は浸水等による消毒に関する業務		(4)日額 300円
放射線取扱手当	健康部、保健センターに勤務する職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務	103千円	日額 230円
斎苑業務手当	斎場に勤務する職員	斎苑に関する業務	386千円	日額 300円又は500円 炬使用 1件 1,000円
環境事業業務従事手当	(1)環境事業所に勤務する職員	(1)廃棄物の収集運搬に関する業務	12,474千円	(1)日額 1,000円 半日 500円
	(2)クリーンセンター管理課、南工場及び東工場に勤務する職員	(2)廃棄物の焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する業務		(2)(3)(4)日額 300円
	(3)クリーンセンター管理課に勤務する職員並びに市長が認める職員	(3)専ら廃棄物の処理又は資源化処理業務		
	(4)クリーンセンター管理課、東工場、南工場、浄化ステーション又は自治推進課に勤務する職員並びに市長が認める職員	(4)廃棄物の収集、焼却又はし尿、汚泥の処理等に関する業務		
用地交渉等手当	用地第一課又は用地第二課に勤務する職員又は任命権者が認めるもの	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務	289千円	日額 650円(深夜の場合その額に50/100を加算)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険作業従事手当	(1)公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員	(1)地上又は水面上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う業務	744千円	日額 100円
	(2)地域整備事務所又は自転車対策事務所に勤務する職員	(2)交通遮断することなく行う、道路(一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。)の維持修繕等の業務		
	(3)(4)地域整備事務所、自転車対策事務所又は公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員	(3)チェーンソー、刈払機その他これらに類するものを使用する業務 (4)シンナーその他の有機溶剤等の薬剤を使用する業務		
機関手当	消防職員で右記業務に従事する職員	消防用自動車等の運転業務等	6,067千円	日額 120円～240円
海技手当	消防職員で右記業務に従事する職員	消防艇に乗り組み、操舵員又は機関員の業務	79千円	日額 120円
指令管制手当	通信指令課に勤務する職員	指令管制業務	856千円	日額 120円
調査手当	消防職員で右記業務に従事する職員	火災原因等の調査業務	303千円	日額 120円
救急手当	(1)消防職員のうち救急救命士の資格を有する職員で、救急自動車に乘車する職員	救急業務	9,704千円	(1)日額 350円
	(2)上記以外の救急隊員で、救急自動車に乘車する職員			(2)日額 120円
高所作業手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員として所属長から指名された職員	はしご付消防自動車、はしご水槽付消防ポンプ自動車等に乗り組み、高所において消火及び救助等の業務	482千円	日額 60円
救助隊員手当	(1)救助活動に従事する特別高度救助隊又は高度救助隊に属する職員	(1)救助工作車又は特殊災害対応自動車に乗り組む業務	4,152千円	(1)日額 240円
	(2)消防署において救助活動に従事する職員として所属長が選任する職員	(2)本署及び消防分署に配置されている水槽付消防ポンプ自動車又ははしご水槽付消防ポンプ自動車に乗り組む業務		(2)日額 120円
査察等の手当	警防課、予防部、消防署に勤務する職員	消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法若しくは液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する立入検査、完成検査等の業務又は都市計画法等に基づく開発指導等に関する検査業務	2,095千円	日額 100円
活動手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員	(1)消防活動	28,393千円	(1)1回 400円(3時間を超える場合にあっては3時間を超える1時間につき100円を加算)
		(2)救急活動		(2)1回 100円又は510円
		(3)潜水活動		(3)1回 1,000円
隔日勤務等従事手当	消防職員のうち右記業務に従事する職員	正規の勤務時間が午前9時から翌日の午前9時までに割り振られた業務	42,854千円	1当務 520円
教員特殊業務手当	高等学校、幼稚園又は特別支援学校に勤務する管理職以外の教育公務員	(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの イ非常災害時における児童(幼児を含む)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ロ児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ハ児童又は生徒に対する緊急の補導の業務	10,359千円	(1)日額 イ 3,200円～12,800円 ロ、ハ 3,000円～6,000円
		(2)修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの		(2)日額 3,700円
		(3)対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの		(3)日額 3,700円
		(4)学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日等に行うもの		(4)日額 2,800円～3,700円
		(5)入学試験に係る受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うもの		(5)日額 900円
夜間教育等勤務手当	(1)夜間中学に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭・養護教諭・助教諭・養護教諭又は講師	(1)本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務	—	(1)日額 1,500円
	(2)夜間中学に勤務する校長又は教頭	(2)夜間学級に係る業務を本務とするものが、夜間学級に係る公務の整理等を行う業務		(2)日額 1,200円

(5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(平成25年度決算)	1,594,528 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	※ 337 千円
支給実績(平成24年度決算)	1,646,840 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	※ 333 千円

※ 管理職員及び外郭団体などへの派遣職員を除く職員の平均支給額です。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度 普通会計決算)		
扶養手当	円	同じ		589,833 千円	232,401 円		
	配偶者					13,000	
	親 そ 族 の 他 の 扶 養					1人につき	6,500
	配偶者がいない1人目					11,000	
	満16歳から22歳の加算					5,000	
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円	同じ		276,301 千円	304,296 円		
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき (1)交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) (2)自動車等の使用者 距離に応じて支給(3,000円～24,500円) (3)徒歩通勤者 支給しない	異なる	国は、(2)について2,000～24,500円を支給	719,881 千円	160,867 円		
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円 ・総括指導主事 58,000円	異なる	国は、管理又は監督の地位にある者に対して組織・官職に応じて139,300～46,300円を支給	471,490 千円	846,481 円		
休日勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×135/100	同じ		303,413 千円	499,035 円		
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		20,296 千円	54,267 円		
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ		7,034 千円	703,400 円		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度 普通会計決算)
宿日直手当	・危機管理に伴う宿日直 6,700円 ・上記以外の宿日直 2,200円 ・勤務時間が5時間未満の場合 上記金額の50/100	異なる	国は、日直勤務又は宿直勤務を命ぜられた職員に対して勤務1回につき30,000～4,200円を支給	6,483 千円	90,042 円
管理職員特別勤務手当	課長相当職以上が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日に規則で定める業務に従事した場合 10,000円(6時間を超える場合 15,000円)	異なる	国は、勤務1回につき18,000～6,000円を支給	11,439 千円	497,348 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校教育職員に支給 月額 21,000円(定時制通信制教育手当を受けるものについては13,000円)	—	—	8,286 千円	207,150 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校教職員に支給 日額 1,500円	—	—	13,968 千円	340,683 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校の教職員に支給(高等学校教職員は権衡職員として支給) 職務の級及び号給に応じて定める額	—	—	14,214 千円	55,307 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給 料 月 額 等	
給 料	市長	952,000(1,190,000) 円	(参考)政令市における最高/最低額 1,428,000 円 / 500,000 円
	副市長	861,300(990,000) 円	1,148,000 円 / 810,000 円
報 酬	議長	902,500(950,000) 円	1,179,000 円 / 500,000 円
	副議長	807,500(850,000) 円	1,061,000 円 / 500,000 円
	議員	741,000(780,000) 円	953,000 円 / 500,000 円
期 末 手 当	市長	(平成25年度支給割合) 3.95 月分	
	副議長	(平成25年度支給割合) 3.95 月分	
退 職 手 当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×50/100	(1期の手当額) 28,560,000 円 (支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×36/100	17,107,200 円 任期毎
	備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の退職手当については、現市長の現任期中は不支給としています。 ・副市長の退職手当については、当該副市長の任期に係る退職手当は不支給としています。 	

(注) 1 ()内は、減額措置適用前の額。

市長・副市長:平成24年7月から平成27年3月まで減額措置を実施しています。(副市長の減額率を10%に変更して、H28年3月まで延長しています。)

議会議員:平成25年7月から平成27年4月まで減額措置を実施しています。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

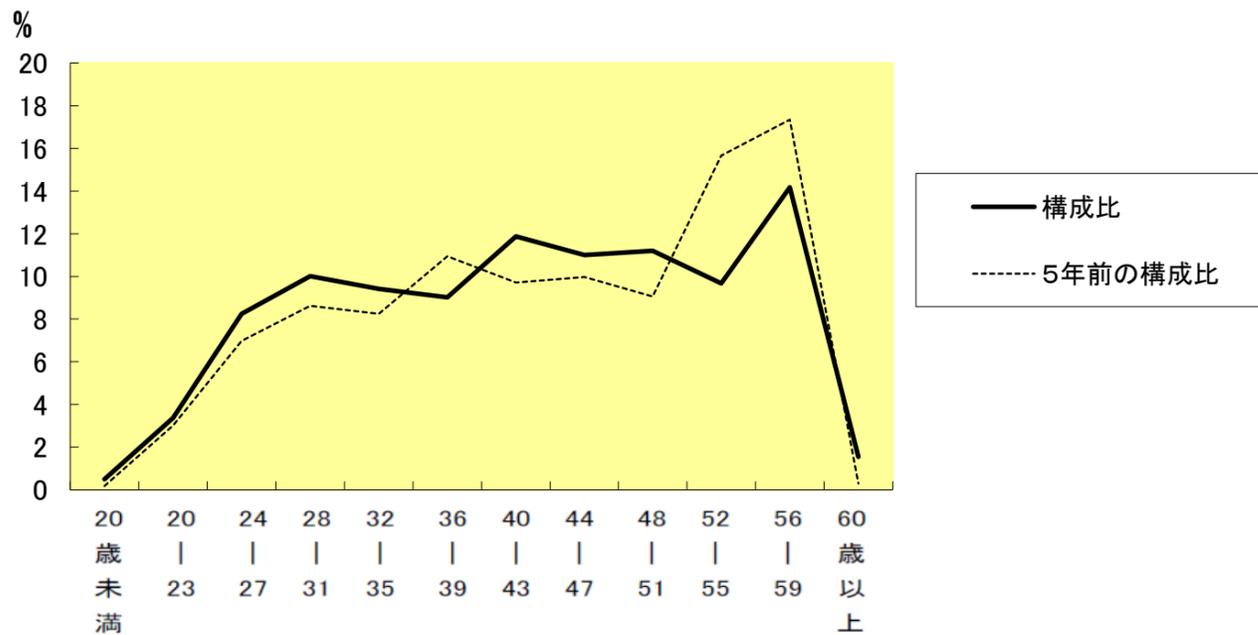
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	27	27	0	組織体制の強化による増員 △ 1 体制の見直しによる減員 △ 1 事務の統廃合等による減員 0 0 △ 1 事務の統廃合等による減員 21 組織体制の強化による増員 △ 7 体制の見直しによる減員
		総務	729	747	18	
		税務	235	234	△ 1	
		労働	9	8	△ 1	
		農林水産	39	39	0	
		商工	66	66	0	
		土木	590	589	△ 1	
		民生	974	995	21	
		衛生	632	625	△ 7	
	計	3,301	3,330	29	<参考> 人口1万人当たり職員数 39.77 人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 45.21 人)	
教育部門	643	637	△ 6	組織体制の見直し・退職不補充による減員		
消防部門	909	906	△ 3	体制の見直しによる減員		
小 計	4,853	4,873	20	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.19 人 (類似団体の人口1万人当りの職員数 65.87 人)		
公営企業部門等	病院	0	0	0	事務の統廃合等による減員 △ 8 事務の委託等による減員 1 組織体制の強化による増員	
	水道	248	240	△ 8		
	下水道	234	232	△ 2		
	その他	149	150	1		
	小 計	631	622	△ 9		
合 計	5,484 [5,754]	5,495 [5,754]	11	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.62 人		

(注) 1 職員数は一般職(常勤の教育長を含む。)に属する職員数で、国が実施する地方公共団体定員管理調査の数値です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	27	185	453	550	517	495	653	605	615	531	779	85	5,495

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部 門	年 度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,680	3,491	3,374	3,338	3,301	3,330	▲ 350 人(90.5%)
教 育		786	722	682	662	643	637	▲ 149 人(81.0%)
消 防		936	914	909	910	909	906	▲ 30 人(96.8%)
普通会計計		5,402	5,127	4,965	4,910	4,853	4,873	▲ 529 人(90.2%)
公営企業等会計計		1,286	1,282	1,291	652	631	622	▲ 664 人(48.4%)
総合計		6,688	6,409	6,256	5,562	5,484	5,495	▲ 1,193 人(82.2%)

(注) 職員数は一般職(常勤の教育長を含む。)に属する職員数で、国が実施する地方公共団体定員管理調査の数値です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	15,335,207	687,142	2,323,545	15.2	15.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	246	953,827	268,540	389,099	1,611,466	6,551	6,755

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成25年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
堺市(水道事業)	43.2 歳	369,380 円	553,812 円
政令指定都市平均(水道事業)	44.9 歳	366,274 円	550,452 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺市(水道事業)		堺市(普通会計)	
1人当たり平均支給額(25年度)	1,423 千円	1人当たり平均支給額(25年度)	1,395 千円
(25年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	期末手当 勤勉手当 堺市(水道事業)に同じ	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		堺市(水道事業)に同じ	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

堺市(水道事業)		堺市(普通会計)		
(支給率)	自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 49.22 月分	勤奨・定年 27.0250 月分 36.570 月分 52.44 月分 52.44 月分	(支給率)	自己都合 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算	その他の加算措置	病気特別退職時2%加算	
1人当たり平均支給額	10,068 千円(自己都合) 21,490 千円(定年)	1人当たり平均支給額	12,592 千円(自己都合) 23,616 千円(定年)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		111,727 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		394,795 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺 市	10 %	284 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		183 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		20,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		3.2 %		
手当の種類(手当数)		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	営業課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	183千円	業務に従事した日1日につき250円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	65,514 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	227 千円
支給実績(24年度決算)	68,417 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	239 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	
扶養手当	千円		同じ	38,188 千円	241,696 円	
	配偶者	13,000				
	族その他の扶養親	1人につき				6,500
		配偶者がいない1人目				11,000
		満16歳から22歳の加算				5,000

住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円	同じ		12,516 千円	266,298 円
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給(※3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	同じ		35,060 千円	131,805 円
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円	同じ		18,564 千円	773,500 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	22,531,798	1,390,672	2,731,436	12.1	11.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	229	944,804	274,283	388,003	1,607,090	7,017	6,775

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は平成25年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
堺市(下水道事業)	46.6 歳	372,593 円	580,052 円
政令指定都市平均(下水道事業)	45.0 歳	371,541 円	563,538 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺市(下水道事業)		堺市(普通会計)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,442 千円		1,395 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	堺市(下水道事業)に同じ	
(1.45)月分	(0.65)月分		
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		堺市(下水道事業)に同じ	
・役職加算 5～20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

堺市(下水道事業)			堺市(普通会計)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	堺市(下水道事業)と同じ	
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年		
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年		
最高限度額	49.22 月分	52.44 月分	最高限度額		
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算		その他の加算措置	病気特別退職時2%加算	
1人当たり平均支給額	20,921 千円 (自己都合)		1人当たり平均支給額	12,592 千円(自己都合)	
	22,608 千円 (定年)			23,616 千円(定年)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	115,075 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	402,372 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺 市	10 %	286 人	10 %

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	6,379 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	47,962 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	46.5 %			
手当の種類(手当数)	2 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	給排水設備課・下水道管理課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	8 千円	業務に従事した日1日につき250円
環境事業業務従事手当	下水処理場・下水道管理事務所・下水道水質対策課職員	次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きよ等からの採水業務	6,371 千円	作業に従事した日1日につき300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	77,346 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	270 千円
支給実績(24年度決算)	77,337 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	268 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の制度と異 なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)	
扶養手当	千円		同じ	39,331 千円	232,727 円	
	配偶者	13,000				
	親 そ 族 の 他 の 扶 養	1人につき				6,500
		配偶者がいない1人目				11,000
		満16歳から22歳の加算				5,000
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円	同じ		12,407 千円	295,414 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額 55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (※3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	同じ		33,761 千円	126,445 円	
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円	同じ		14,092 千円	782,877 円	
夜間勤務手当	勤務1時間当たり の支給額×25/100	同じ		0 千円	0 円	